写真台帳作成要領

(写真撮影の対象物等)

第1条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対象物	標準枚数	撮影箇所等
(第5章) 建物等の調査	全景	2	撮影方法は2方向からとする。 調査区域の概況が容易に把握できること。 数枚に分割して撮影したときは接続すること。
	建物	30 (1棟)	建物が存在する周囲の状況が把握できること。 (中景) 建築設備及び建物附随工作物等建物の主要な構造 部分が容易に把握できること。 柱品等及び柱材長、柱径等の概要が把握できるも の。
		1	機械設備の全景を撮影する。
	機械設備	3 (台)	個々の機械の概要が把握できること。 写真撮影が困難なものについては姿図を作成する こと。
		1	生産設備の全景を撮影する。
	生産設備	2 (設備)	当該設備の概要が把握できるもの。
	エ 標準書の単価が 適用できるもの	1	種類ごとにその全景
	標準書の単価が適物 用できないもの	2	特殊工作物とその他の工作物については、種類ごとにその全景と構造の概要が把握できること。
	標準書の単価が適 立 用できないもの	1	種類ごとにその全景
	竹標準地調査を行ったもの木	1	標準地とした区域の樹木等の概要が把握できること。
	面積調査を行ったもの	1	調査した標準的な立竹木の形状寸法等が把握できること。
	庭 園	2	当該庭園の概要が把握できるもの。 庭園の中にある工作物、立竹木については、上記 工作物、立竹木を準用する。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種類	対 象 物	標準枚数	撮影箇所等
(第5章) 建物等の調査	墳墓	1	全景
		1	所有者ごとに墳墓の構造の概要が把握できるもの。 墳墓内にある工作物、立竹木については、上記工 作物、立竹木を準用する。
(第6章) 営業調査	営業商品の陳列状況 生産の稼働状況原料 及び生産品等	3	それぞれの状況等が容易に分かること。
(第6章) 動産調査	一般動産	3	営業用一般動産については、種類等が容易にわかること。
		1	上記以外の一般動産については、種類等が容易にわかること。
	屋内動産	2	住居面積標準台数表により補償額を算定すること が著しく実情に合わないと認められるもの
(第8章・ 第10章) 予備調査 再 算 定	上記対象物について、それぞれ準用する。ただし調査職員が枚数等について指示した場合は、この限りでない。		
(第12章) その他	調査職員の指示により上記に準じて行う。		

(記載事項)

- 第2条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 撮影者の氏名
 - 二 撮影年月日
 - 三 対象物件の所有者又は管理者
 - 四 その他必要と認められる事項